

《平成28年度公表》

足利市の人事行政の運営などの状況(給与・定員管理等の状況)

「足利市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与、勤務条件などの状況についてお知らせします。

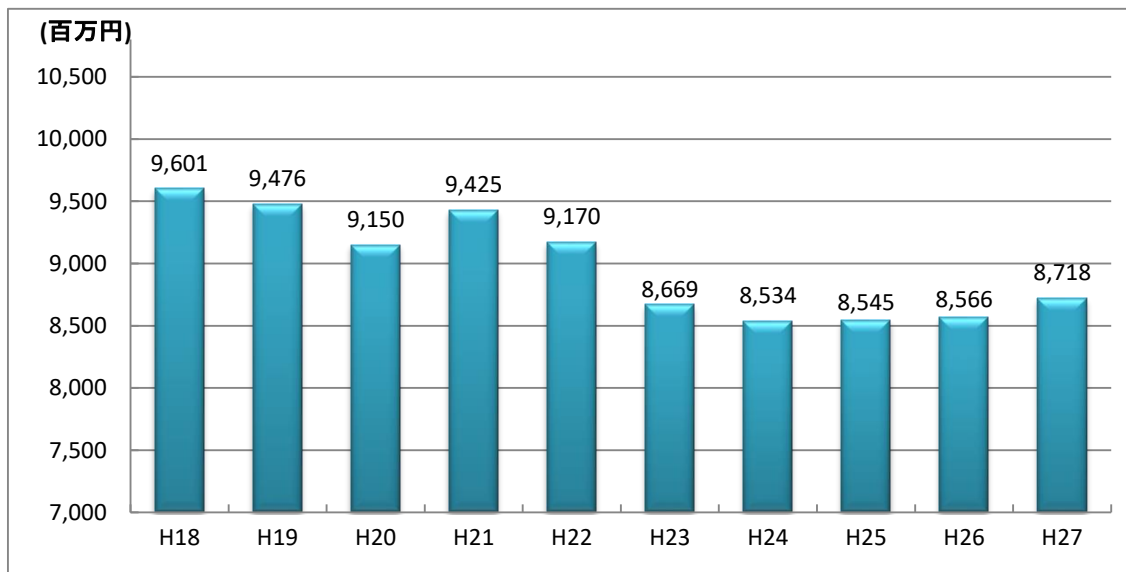
1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)26年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	151,837	51,795,355	1,354,700	8,718,170 (8,146,314)	16.8 (15.7)	17.2 (16.1)

(注) 人件費及び人件費率の( )内は、正副市長、市議会議員、各種委員などの特別職に支給される給料、報酬などを除いたものです。

(2) 人件費の推移(普通会計決算)



(3) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 1,019	千円 3,827,151	千円 891,698	千円 1,458,083	千円 6,176,932	千円 6,062	千円 6,541

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

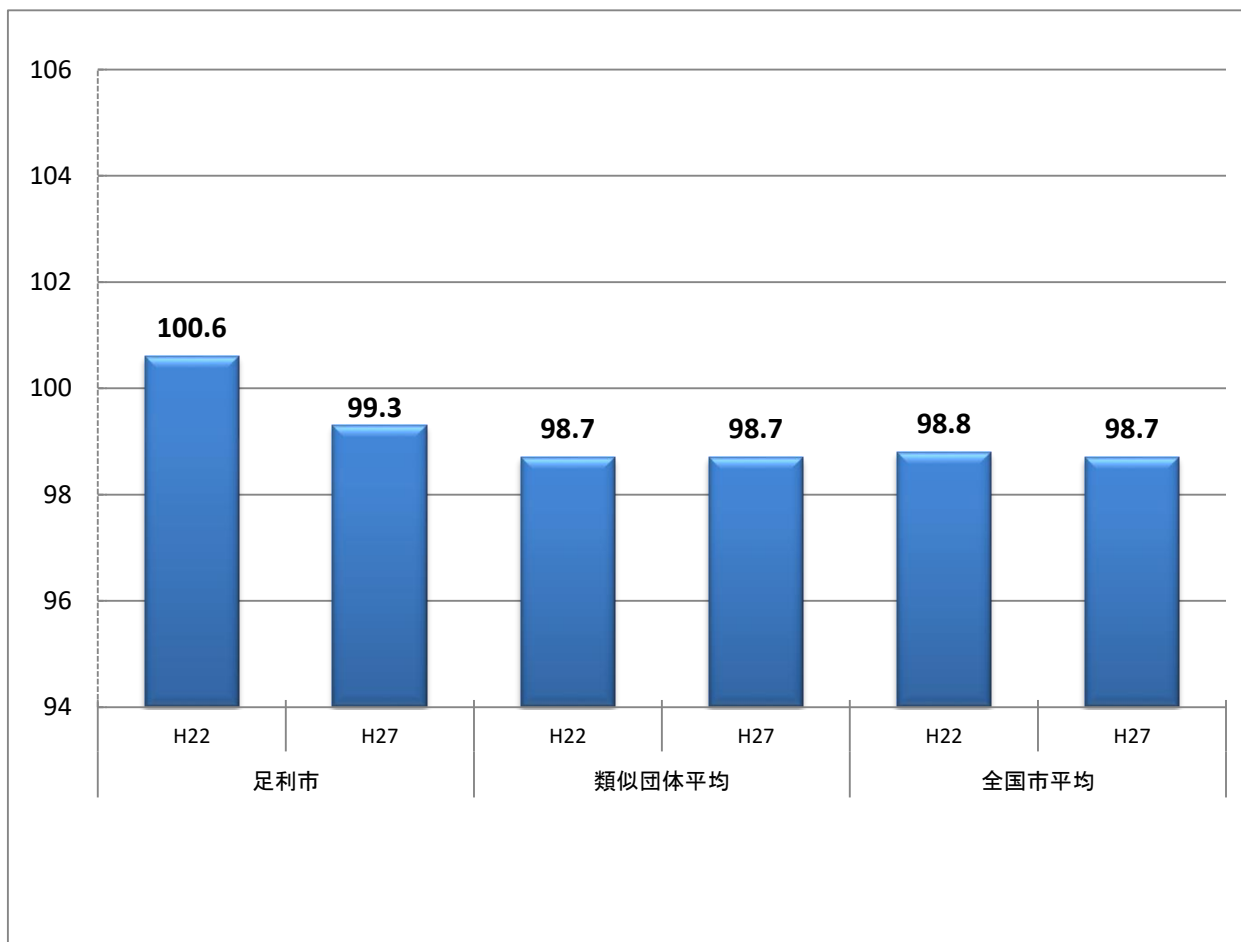
3 類似団体平均の1人当たり給与費については、平成29年3月頃に発表される予定です。

(4) 特記事項

(給与減額の状況)

減額措置の取組	減額実施期間
なし	—

(5) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
足利市	42.3歳	325,400円	396,878円	353,717円
栃木県	43.3歳	339,203円	415,696円	371,077円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.1歳	322,953円	407,553円	364,080円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
足利市	50.5歳	95人	320,500円	366,289円	336,387円	—	—	—	—
うち 清掃職員	49.3歳	32人	314,000円	364,747円	327,406円	廃棄物処理業従業員	44.9歳	289,500円	1.26
うち 用務員	52.8歳	13人	327,400円	357,546円	344,938円	用務員	54.6歳	200,300円	1.79
うち 自動車運転手	52.6歳	13人	330,300円	404,062円	344,408円	自家用自動車運転者	49.2歳	226,000円	1.79
栃木県	52.0歳	269人	344,900円	394,437円	371,091円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	48.8歳	101人	302,111円	344,276円	322,035円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
足利市	—	—	—
うち 清掃職員	5,762,164円	3,952,300円	1.46
うち 用務員	5,761,152円	2,774,400円	2.08
うち 自動車運転手	6,264,944円	2,765,400円	2.27

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。  
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成24～26年の3ヶ年平均)  
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。  
 6 栃木県、国、類似団体の平均年齢、平均給料等については、平成29年3月頃に発表される予定です。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分	足利市	栃木県	国	
一般行政職	大学卒	176,700円	183,300円	176,700円
	高校卒	149,000円	149,000円	144,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	247,683円	361,150円	376,624円	423,857円
	高校卒	—	325,500円	343,980円	376,171円
技能労務職	高校卒	—	268,529円	318,200円	325,675円
	中学卒	—	—	323,433円	305,350円

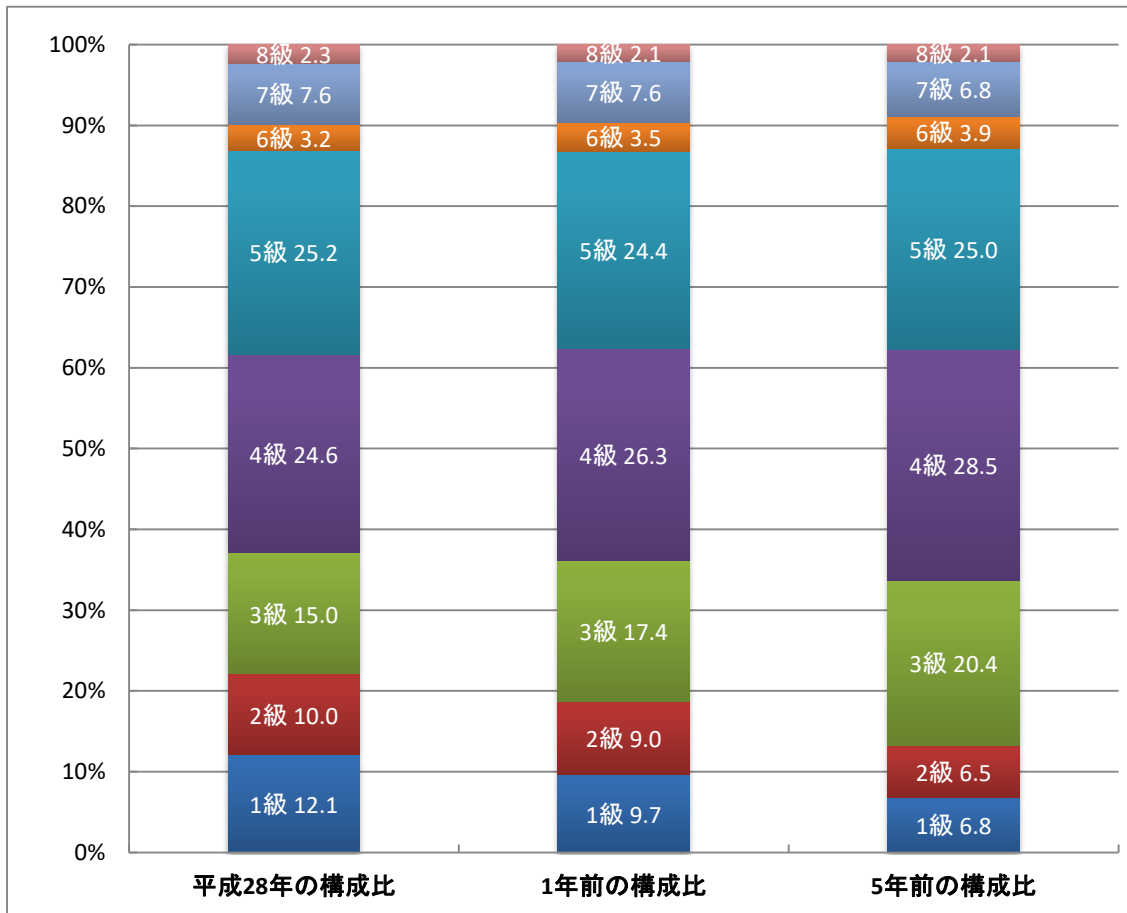
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	主査	主幹 副主幹	課長補佐	参事 課長	部長 副部長
職員数(人)	75	62	93	152	156	20	47	14
構成比(%)	12.1	10.0	15.0	24.6	25.2	3.2	7.6	2.3
1号給の給料月額	140,100円	190,200円	226,400円	259,900円	286,200円	317,000円	361,300円	406,900円
最高号給の給料月額	246,100円	303,000円	348,800円	379,800円	391,800円	409,000円	443,700円	467,400円

(注) 1 足利市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

#### ①人事評価の実施状況

足利市は、他自治体に先駆けて昭和32年に勤務評定制度を導入しました。平成12年2月には、「足利市人材育成基本方針」を策定しました。方針に掲げられた内容に則して、職員一人ひとりの人材育成を主眼としつつ、人的資源の最大活用と組織の成果の向上を図ることを狙いとして評価制度の再構築を行い、現在の人事評価制度が平成27年度に完成しました。評価は、地方公務員法第23条2に基づき、毎年1月1日から12月31日までを対象期間として全職員に人事評価を実施しています。

(内容の詳細については、足利市職員の勤務評定実施規程を参照)

#### ②昇給への勤務成績の反映状況

足利市は、従来から、勤務成績不良者に対しては昇給及び昇格抑制措置を実施しています。

また、平成19年4月昇給からは課長級以上、平成20年4月昇給からは副主幹級以上の昇給を5段階に区分し、人事評価結果等に基づいて昇給を決定しています(査定昇給制度)。それ以外の職員については、従来どおり、人事評価結果等に基づいて下位区分を決定し、それ以外をすべて標準区分としました。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

足利市	栃木県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,460千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,674千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.6月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.6月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.6月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) 栃木県の平均支給額については、平成29年3月頃に発表される予定です。

##### 【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

主幹級以上の職員について勤務実績を勤勉手当に反映しています。

##### (2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

足利市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・調整額 (21,700~59,550円×60月分)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・調整額 (21,700~95,400円×60月分)	
1人当たり平均支給額	14,940千円	22,377千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

## (3) 特殊勤務手当(平成28年4月1日)

区分		全職種		
支給実績(27年度決算)		18,438千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		66,086円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		25.6%		
手当の種類(手当数)		16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	支給実績(27年度決算)
市税等の事務に従事した職員の特殊勤務手当	市税等事務に従事した職員	市税の調査、検査	日 200円	474千円
		市税、税外収入金の徴収整理等	日 300円	
社会福祉業務に従事した職員の特殊勤務手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護法による窓口業務	月 3,000円	648千円
行旅死病人の救護、取扱いに従事した職員の特殊勤務手当	行旅死病人の救護、取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	1回 6,000円	—
		行旅病人の救護	1回 2,000円	—
養護老人ホームに勤務する職員の特殊勤務手当	養護老人ホームに勤務する職員	入所者の生活指導又は介助に従事	月 3,000円	33千円
		死亡者の納棺作業に現に従事	1回 4,000円	
感染症防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当	感染症の防疫に従事した職員	患家の消毒等	日 400円	—
放射線取扱作業に従事した職員の特殊勤務手当	放射線取扱作業に従事した職員	放射線取扱作業に従事	日 250円	52千円
汚物処理作業等に従事した職員の特殊勤務手当	汚物処理作業等に従事した職員	し尿処理作業	日 600円	4,688千円
		自動車運搬業務	日 600円	
		下水道管きよ掃揚又は修理作業	日 1,000円	
		その他汚物処理作業	日 550円	
斎場業務に従事した職員の特殊勤務手当	斎場業務に従事した職員	バスの運転	日 1,200円	1,003千円
		その他斎場の管理運営	日 1,000円	
病害虫防除作業等に従事した職員の特殊勤務手当	病害虫防除作業等に従事した職員	病害虫防除又は駆除作業	日 300円	—
道路整備等に従事した職員の特殊勤務手当	道路整備等に従事した職員	道路等の簡易舗装作業	日 200円	1,099千円
電気主任技術者の特殊勤務手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円	72千円
用地交渉業務に従事した職員の特殊勤務手当	用地交渉業務に従事した職員	用地取得等交渉業務(長期にわたるもの)	日 200円	—
ボイラー取扱作業に従事した職員の特殊勤務手当	ボイラー取扱作業に従事した職員	ボイラー取扱主任1級の資格を有する施設の取扱主任者	月 2,500円	17千円
		その他ボイラーの取扱作業	月 1,500円	
消防職員の特殊勤務手当	消防職員	火災発生時に出勤 (はしご車による消火業務)	1回 300円 (200円加算)	9,755千円
		救急業務のため出勤 (救急救命士の資格を有し、当該業務に従事)	1回 150円 (200円加算)	
		救助業務のため出勤 (現に救護をした職員)	1回 200円 (200円加算)	
		自然災害等が発生し、または発生するおそれのある場所における現場業務	1回 300円	
		機関員の業務	100円加算	
		夜間特殊業務	1回 250円	
		バスの運転に従事した職員の特殊勤務手当	定員10人以上のバスの運転に従事した職員	
1日の走行距離が100キロメートル未満の場合	日 400円			
建築主事の特殊勤務手当	建築主事	建築物審査業務	月 5,000円	180千円

## (4) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	453,817千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	418千円
支給実績(27年度決算)	469,764千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	431千円

## (5) その他の手当(平成28年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養家族(年齢制限等有り) 月額1人 6,500円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	124,944千円	225千円
住居手当	借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円)	同じ	62,184千円	278千円
通勤手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度31,600円)	同じ	49,653千円	51千円
管理職手当	主幹以上の職員 職に応じて46,100円～108,100円	同じ	123,267千円	747千円
管理職特別勤務手当	1 週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円～10,000円(6時間超は50%割増) 2 平日午前0時から5時までの間に1時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回3,000円～5,000円	異なる	3,646千円	58千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	15,923千円	115千円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	41,527千円	324千円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	1,015,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,075,000円/850,000円
	副市長	836,000円	883,000円/770,000円
	教育長	677,000円	
報酬	議長	587,000円	645,000円/520,000円
	副議長	537,000円	580,000円/456,000円
	議員	498,000円	553,000円/420,000円
期末手当	市長 副市長	・27年度支給割合 3.15月分 ・加算措置の状況 45%加算	
	議長 副議長 議員		
退職手当	市長	(1期の手当額) 1,015,000円×在職月数×0.4(任期毎)	19,488,000円
	副市長	836,000円×在職月数×0.29(任期毎)	11,637,120円
通勤手当	市長 副市長	・交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度31,600円)	

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

- 2 市議会議員には、その調査研究に資するために必要な経費の一部として、年額720,000円の政務活動費が交付されます。(残余が生じた場合は返還)
- 3 類似団体における最高/最低額については、平成29年3月頃に発表される予定です。

## 6 職員の任免の状況

### (1) 採用試験の実施状況(平成27年度実績)

試験区分	受験者(人)	合格者(人)	倍率(倍)
行政	204	29	7.0
行政(スポーツ)	14	1	14.0
行政(身体障がい者)	6	0	—
土木	38	12	3.2
建築	13	3	4.3
消防	23	7	3.3
消防(救急救命士)	4	1	4.0
保健師	6	2	3.0
管理栄養士	10	2	5.0
保育士	17	5	3.4
計	335	62	5.4

### (2) 退職の状況(平成27年度実績)

区分	人数
定年	43
自己都合	9
計	52

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	10	0	シティブロモーション業務の強化など 養護老人ホームの民営化による減など 正規職員の嘱託職員化による減など 業務配分見直しによる充実 観光振興業務の強化など
		総務	153	154	1	
		税務	60	60	0	
		民生	177	171	-6	
		衛生	107	109	2	
		労働	2	3	1	
		農林水産	28	28	0	
		商工	26	27	1	
	土木	107	109	2		
		計	670	671	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.19人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.51人)
	教育部門	174	174	0		
	消防部門	175	178	3	課の新設による充実	
	小計	1,019	1,023	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.37人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.56人)	
公営企業等会計部門	水道	39	38	-1	正規職員の嘱託職員化による減など	
	下水道	19	20	1		
	その他	54	52	-2		
	小計	112	110	-2		
合計		1,131 [1,543]	1,133 [1,543]	2 [ 0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.62人	

(注) 1 職員数は一般職の職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、補助職員及び非常勤職員を除きます。

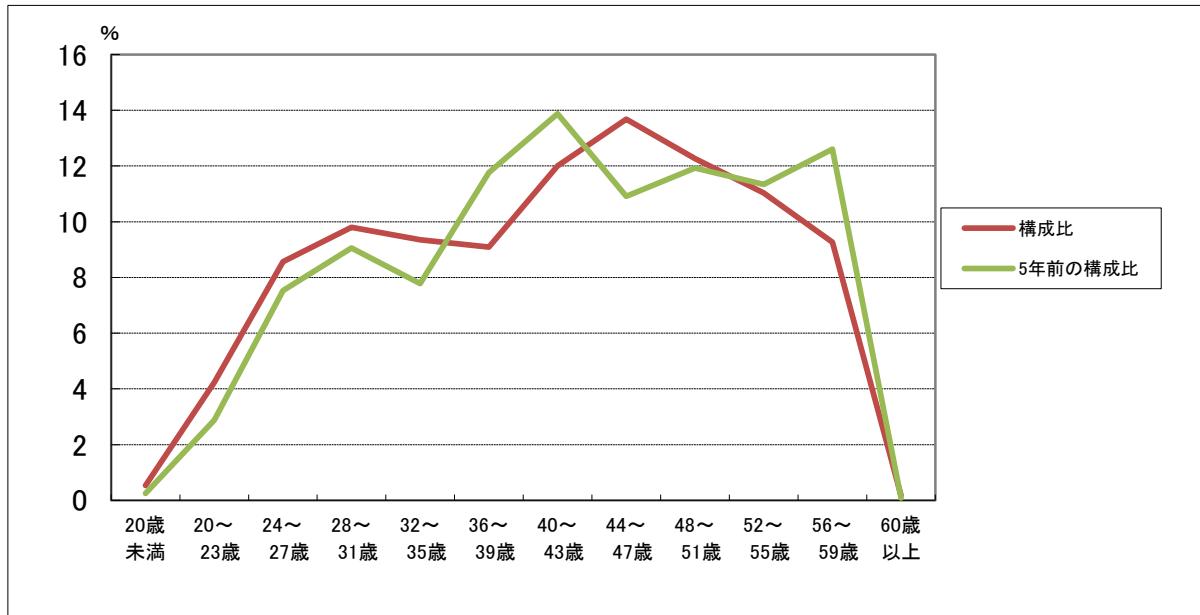
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

3 類似団体の人口1万人当たり職員数については、平成29年3月頃に発表される予定です。



(2) 年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 6	人 48	人 97	人 111	人 106	人 103	人 136	人 155	人 139	人 125	人 105	人 2	人 1,133



(3) 職員数の推移

① 部門別職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		692	680	669	668	670	671	-21 (-3%)
教育		183	177	177	174	174	174	-9 (-4.9%)
消防		173	176	174	174	175	178	5 (2.9%)
普通会計計		1,048	1,033	1,020	1,016	1,019	1,023	-25 (-2.4%)
公営企業等会計計		134	128	122	116	112	110	-24 (-17.9%)
総合計		1,182	1,161	1,142	1,132	1,131	1,133	-49 (-4.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

② 採用者・退職者数

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	計
職員数(4月1日現在)	1,182	1,161	1,142	1,132	1,131	1,133	
退職者数(4月1日～翌年3月31日)	42	42	54	50	50		238
採用者数(翌年4月1日採用)	21	21	44	49	52		187
増減人数	-21	-21	-10	-1	2		-51

(4) 等級及び職制条の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)	職名		(人)
8級	(1)部長又は副部長の職務	15	1.5%	部長	6	管理指導員	2	副部長級
	(2)会計管理者の職務			参事	1	会計管理者	1	
	(3)消防長の職務			消防長	1	教育次長	1	
	(4)教育次長の職務			議会事務局長	1	行政委員会事務局長	1	
	(5)委員会等の事務局の長の職務			農業委員会事務局長	1			
7級	(1)参事又は課長の職務	54	5.4%	課長	35	参事	13	課参事級
	(2)消防次長又は消防署長の職務			消防署長	2	事務局次長	2	
	(3)特に困難な業務を行う出先機関の長の職務			消防次長	1	史蹟足利学校事務所長	1	
	(4)委員会等事務局の次長の職務							

6級	(1)総括主幹の職務 (2)課長補佐又は室長の職務 (3)困難な業務を行う出先機関の長の職務 (4)消防署副署長又は分署長の職務	26	2.6%	総括主幹	8	課長補佐	4	課長補佐級
				消防署副署長	2	室長	1	
				隣保館長	1	クリーンセンター所長	1	
				斎場長	1	行政サービスセンター所長	1	
				消費生活センター所長	1	山辺西部土地区画整理事務所長	1	
				道路河川管理事務所	1	水処理センター所長	1	
				分署長	1	青少年センター所長	1	
				市立美術館長	1			
5級	(1)主幹又は副主幹の職務 (2)出先機関の長の職務 (3)出先機関の次長の職務	203	20.3%	副主幹	93	主幹	44	副主幹級
				公民館長	17	保育所長	11	
				保健師長	6	企画政策員	4	
				主計員	4	検査員	3	
				出納審査員	3	子育て支援センター所長	3	
				査察指導員	2	主任書記	2	
				道路河川管理事務所次長	1	市立美術館次長	1	
				史蹟足利学校事務所次長	1	教育研究所次長	1	
				保育指導員	1	学校給食共同調理場長	1	
				福祉指導員	1	管理指導員	1	
				建築主事	1	管理主事	1	
指導主事	1							
4級	主査の職務	252	25.4%	主査	191	保健師	14	主査級
				主任保育士	13	保育士	13	
				指導主事	8	社会福祉主事	2	
				看護師	2	社会教育主事	2	
				研究職員	2	理学療法士	1	
				介護福祉士	1	放射線技師	1	
				出納審査員	1	管理主事	1	
3級	主任の職務	204	20.4%	主任	157	保育士	22	主任級
				主査	8	保健師	5	
				社会福祉士	4	社会福祉主事	2	
				建築主事	2	社会教育主事	2	
				介護福祉士	1	栄養士	1	
2級	高度の知識又は経験を有する主事又は技師の職務	113	11.3%	主事	60	消防士長	25	主事級
				保健師	6	保育士	6	
				技師	5	社会福祉士	4	
				管理栄養士	4	社会福祉主事	2	
				スポーツ指導員	1			
1級	主事又は技師の職務	131	13.1%	主事	74	消防士	23	主事級
				技師	12	保育士	12	
				保健師	5	社会福祉主事	2	
				管理栄養士	2	社会教育主事	1	
合計		998	100.0%					

(注) 公営企業職員・技能労務職員を含まない。

## 8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総支出	純損益又は 実質収支	職員給与費	総支出に占める職 員給与費比率	(参考)26年度の 総支出に占める職 員給与費比率
	A		B	B/A	
27年度	千円 4,520,018	千円 477,162	千円 374,010	% 8.3	% 11.4

(注) 1 総支出は、収益的支出及び資本的支出の合計です。

2 職員給与費は、すべての職員(補助・嘱託職員を含む)の給料、手当、退職給付費及び法定福利費の合計です。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 39	千円 155,747	千円 27,929	千円 59,747	千円 243,423	千円 6,242	千円 6,190

(注) 1 この表は、正規職員の給与に関するものです。(職員手当には退職給付費を含まない。)

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項(給与減額の状況)

減額措置の取組	減額実施期間
なし	—

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業	45.5歳	333,784円	406,180円
足利市(公営企業除く)	41.7歳	314,865円	382,556円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		足利市(公営企業を除く)	
1人当たり平均支給額(27年度)		1人当たり平均支給額(27年度)	
1,532千円		1,460千円	
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.60月分	2.60月分	1.60月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

水道事業			足利市(公営企業を含む)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・調整額 (21,700~59,550円×60月分)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・調整額 (21,700~59,550円×60月分)	
26・27年度退職者すべての1人当たり平均支給額	22,060千円		1人当たり平均支給額	14,940千円	22,377千円

(注) 足利市(公営企業を含む)の欄の退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当(平成28年4月1日)

区分	全職種			
支給実績(27年度決算)	114千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	28,500円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	10.26%			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	支給実績(27年度決算)
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理に従事した職員	滞納整理のための出張	日 300円	—
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円	114千円

エ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	10,930千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	312千円
支給実績(27年度決算)	13,284千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	391千円

オ その他の手当(平成28年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養家族 月額1人 6,500円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	6,291千円	210千円
住居手当	借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円)	同じ	1,642千円	274千円
通勤手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度31,600円)	同じ	2,070千円	59千円
管理職手当	主幹以上の職員 職に応じて46,100円～108,100円	同じ	4,490千円	898千円
管理職特別勤務手当	週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円～10,000円 (6時間を超える場合は上記の150%)	異なる (対象となる勤務 は1時間以上)	38千円	38千円
	平日の午前0時から午前5時までに勤務した主幹級以上の職員 職に応じて1回3,000円～5,000円		0千円	0千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	0千円	0千円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	—	—

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総支出 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総支出に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の 総支出に占める職 員給与費比率
27年度	千円 170,396	千円 17,534	千円 27,753	% 16.3	% 14.8

(注) 1 総支出は、収益的支出及び資本的支出の合計です。

2 職員給与費は、すべての職員(補助・嘱託職員を含む)の給料、手当、退職給付費及び法定福利費の合計です。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 3	千円 12,494	千円 1,663	千円 4,748	千円 18,905	千円 6,302	千円 6,251

(注) 1 この表は、正規職員の給与に関するものです。(職員手当には退職給付費を含みません。)

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	46.5歳	348,600円	405,776円
足利市(公営企業除く)	41.7歳	314,865円	382,556円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業			足利市(公営企業を除く)		
1人当たり平均支給額(27年度)			1人当たり平均支給額(27年度)		
1,583千円			1,460千円		
(27年度支給割合)			(27年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60月分	1.60月分		2.60月分	1.60月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5%~20%			・役職加算 5%~20%		

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

工業用水道事業			足利市(公営企業を含む)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
	・調整額 (21,700~59,550円×60月分)			・調整額 (21,700~59,550円×60月分)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
14,940千円			22,377千円		

(注) 足利市(公営企業を含む)の欄の退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。(工業用水道事業は退職者なし)

ウ 特殊勤務手当(平成28年4月1日)

区分		全職種		
支給実績(27年度決算)		3千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		3,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		33.33%		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	支給実績(27年度決算)
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理に従事した職員	滞納整理のための出張	日 300円	—
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円	3千円

エ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	902千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	301千円
支給実績(27年度決算)	590千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	197千円

オ その他の手当(平成28年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養家族 月額1人 6,500円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	624千円	208千円
住居手当	借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円)	同じ	336千円	168千円
通勤手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度31,600円)	同じ	109千円	55千円
管理職手当	主幹以上の職員 職に応じて46,100円~108,100円	同じ	0千円	0千円

管理職 特別勤 務手当	週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円～10,000円 (6時間を超える場合は上記の150%)	異なる (対象となる勤務 は1時間以上)	0千円	0千円
	平日の午前0時から午後5時までに勤務した主幹級以上の職 員 職に応じて1回3,000円～5,000円		0千円	0千円
夜間勤 務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	0千円	0千円
休日勤 務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	—	—

## 9 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間(平成28年4月1日現在)

1週間の勤務時間	38時間45分(月曜日から金曜日の5日間で割り振り)
1日の勤務時間	7時間45分
勤務の開始・終了時間	午前8時30分～午後5時15分
休憩時間	午後0時～午後1時
休日	祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
週休日	土・日曜日

(注) 職務又は職場の特殊性により、上記と異なる場合があります。

### (2) 休暇・休業

名称	実績(平成27年度)	備考
年次有給休暇	平均取得日数 8.1日	1年度につき20日与えられ、1日又は1時間を単位として取得することができます。1年度において取得残日数が生じた場合は、20日までを翌年度に繰り越すことができますが、1年度の年次有給休暇は40日を超えることはできません。
病気休暇	平均取得日数 2.1日	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得することができます。期間は90日以内です。
特別休暇	平均取得日数 6.4日	公民権の行使、ボランティア、結婚、出産、夏季休暇等、特別の事由により勤務しないことが相当である場合に取得することができます。条例で定められた日数又は期間以内。
介護休暇	取得者数 0人	配偶者、父母、子、配偶者の父母等について、負傷、疾病又は老齢により介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができます。期間は6月以内です。
育児休業	取得者数 32人	3歳に達していない子を養育する場合に取得することができます。期間中は無給です。
育児部分休業	取得者数 37人	3歳に達していない子を養育する場合に取得することができます。1日を通じて2時間以内で給与は減額して支給となります。

## 10 職員の分限及び懲戒の状況

### (1) 分限処分者数(平成27年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数(人)	0	0	10	0	10

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

### (2) 懲戒処分者数(平成27年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数(人)	2	0	0	0	2

(注) 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

## 11 職員のサービスの状況

### (1) 地方公務員の服務規律の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」(地方公務員法第30条)

### (2) 地方公務員法に定められている職員の義務等

- ・サービスの宣誓
- ・法令等及び上司の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

### (3) 営利企業等の従事の状況(平成27年度)

報酬を得て事業又は事務に従事する場合	7
--------------------	---

### (4) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

主な免除事由

- ・健康診断の受診
- ・地方公務員法42条に基づく厚生事業への参加

## 12 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の実施状況(平成27年度)

#### ① 足利市単独研修

区分	研修名	内容	受講者数	
基本研修	新採用職員研修	サービス・倫理、福祉、観光案内、施設実地研修等	49	
	初級職員研修	キャリアデザイン、まちづくり等	45	
	地域づくり実践研修	地域の価値について、実地研修等	17	
	中級職員研修	キャリアデザイン、財務、男女共同参画等	22	
	新任主査研修	リーダーの役割、マネジメントの基本等	32	
	新任副主幹研修	マネジメント、メンタルヘルス、議会対応、勤務評定等	42	
	新任課長研修	市長対話、議会対応、マネジメント	26	
	幹部セミナー(特別研修)	講演会	69	
	技能労務職員研修	総務部長講話、サービス等、接遇、人権教育	17	
専門研修	自己啓発支援助成	資格取得、通信研修の助成	33	
	新人アドバイザー研修	OJTの進め方、コミュニケーション技法の習得	48	
	防災研修	参集訓練、シミュレーション訓練、避難所運営訓練	47	
	人権講演会(特別研修)	講演会	51	
	交通安全研修	啓発ビデオ上映及び講義	95	
	人権問題研修	講演及び啓発映画上映	1,095	
	中堅職員事前研修	法的知識	48	
	評価者研修	勤務評定	42	
	行政法研修	行政法の基礎知識	30	
	財務担当者研修	法令遵守、契約手続き、会計事務	144	
	補助職員研修	組織・サービス、接遇	34	
	派遣研修	各種派遣研修	市町村アカデミー	15
			全国建設研修センター	4
とちぎ建設技術センター			4	
日本下水道事業団			1	
東京財団週末学校			1	
プラチナ構想スクール			1	
栃木県			4	
(一社)足利青年会議所			1	
合計			2,017	

#### ② 安足地区職員研修進協議会研修

区分	研修名	内容	受講者数
基本研修	新採用職員研修	ビジネスマナー・文書、法律基礎、人権等	43
	初級職員研修	情報公開・個人情報保護、クレーム・マナー等	40
	主事・技師級研修	組織コミュニケーション、会議運営能力向上、法制執務等	32
	中級職員研修	仕事の意欲向上、業務改善	27
政策研修	政策法務研修	政策法務	12
合計			154



③ 栃木県市町村職員研修協議会等主催研修

区分	研修名	内容	受講者数
管理者	管理者研修(講演)	講演会	8
全職員	トピック講座	文書管理能力の習得	1
	住民との協働講座	協働を行っている方とのセッションを交え、理解を深める	2
	メンタルヘルス講座	ストレスマネジメントの習得	2
	メンタルヘルスケア講座	メンタルトラブルの予防策、早期発見方法、対応方法	1
	課長級マネジメント研修	リーダーシップ、目標管理、OJT	1
	クレーム対応力講座	住民からの要望・苦情への対応能力・説明能力の養成	3
	タイムマネジメント	職務能率を高めるための時間管理を学ぶ	1
	行政法講座	行政法の基礎知識	2
	民法講座	民法の基礎知識	2
	プレゼンテーション講座	説得力のある企画提案・効果的なプレゼンテーションを学ぶ	4
一般職員	接遇レベルアップ講座	CS行動基準、苦情対応のポイント	1
	情報力研修	情報の整理・分析・活用方法を学ぶ	1
	折衝・交渉研修	ニーズの把握方法・柔軟な発想をするためのポイントを学ぶ	1
	合計		30

### 13 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害(平成27年度)

区分	件数
公務災害	4件
通勤災害	0件

(2) 健康管理(平成27年度)

① 健康講座・健康相談

- 健康講座(7回、257人)「メンタルヘルス」「生活習慣病予防」
- 健康相談(64回、86人)
- 健康チェック(12回、63人)

② 臨床心理士による相談(3回、6人)

③ 各種検診等

	検診名等	受検者数(人)	対象者
職員総合健康診断	胸部レントゲン検査	439	全職員
	血液・尿検査	461	
	内診・血圧測定		
	身体計測		
	視力・聴力検査		
	心電図検査	219	満35歳時・40歳以上の職員
	HBs抗原検査	63	消防職員及び希望者
	HCV抗体検査	9	希望者
	胃がん検診	58	
	肺がん検診	25	
	大腸がん検診	65	
	前立腺がん検診	35	
	乳がん検診	115	女性職員希望者(マンモグラフィーは40歳以上)
	子宮がん検診	71	女性職員希望者
消防夜間勤務健診	78	消防職員(夜間勤務のみ)	
ダイオキシン類血液検査	1	クリーンセンター職員	
特殊健康診断	8		
人間ドック・脳ドック	698	希望者(30歳以上) 栃木県市町村職員共済組合で実施	

④ 予防接種

区 分	受診者数(人)
破傷風	54
B型肝炎予防ワクチン	13

(3) 足利市職員共済組合

足利市職員共済組合は、市職員等の疾病、障害、分娩、死亡等に基づく経済上の負担を軽減し、その生活の安定に資するための相互救済を目的として、足利市職員共済組合条例に基づき、設置された互助会組織です。

① 組織及び役員・・・足利市職員等を組合員とした組織

・組合長	副市長	・理 事	12名
・副組合長	総務部長	・代議員	46名
・会計役	会計管理者	・組合員数	1,134名(平成28年4月1日現在)
・監 事	2名		

② 平成27年度決算額

○給与金会計事業(市からの給与金により運営)

決算額	会員数	会員一人当たりの額
6,829,352円	1,134人	6,022円

○掛金会計事業(組合員の負担する掛金により運営)

決算額	会員数	会員一人当たりの額
21,651,140円	1,134人	19,093円

③ 事業内容

- 給付事業・・・慶弔給付、傷病給付、災害給付
- 福祉事業・・・人間・脳ドック補助、体育文化教養部助成、福利厚生委託等

④ 見直しの状況

レクリエーション活動助成について

掛金会計と給与会計で1/2ずつ折半し支出していたが、平成25年度から全額掛金会計で負担することに変更した。

(4) 栃木県市町村職員共済組合

栃木県市町村職員共済組合は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として、設立された組織です。

① 構成団体

足利市を含む県内の25市町及び16一部事務組合

② 事 業

- 短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。
- 長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行います。
- 福祉事業・・・健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行います。

14 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、関係当事者に適当な措置をとるよう公平委員会に対して要求することができ、公平委員会はそれを審査、判定し、必要な措置をとります。

平成27年度の措置要求は 0件。

15 不利益処分に関する不服申立ての状況

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して不服申立てをすることができ、公平委員会はそれを審査し、裁決又は決定をします。

平成27年度の不服申立ては 0件。

## 16 職員からの苦情の処理の状況

職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に対し、公平委員会は助言等を行うほか、関係当事者に対し必要な措置をとります。

平成27年度の苦情の処理は 0件。

## 17 職員の退職管理の状況

職務の公正な執行及び住民の信頼を確保するため、地方公務員法に基づき、退職管理の適正化に努めています。

- ◇ 項目4(1)及び(3)から(5)まで並びに14から17までの記載の対象となる職種の範囲は、企業職(水道事業、工業用水道事業)を除く全職種です。

お問い合わせは人事課(Tel.20-2241)へ。